

下水道水洗化についてのお知らせ

9月10日は下水道の日です。

鏡野町では、住みよく快適な暮らし、河川や水路など水環境の向上を実現するため、下水道の整備を進めています。

下水道施設は、各家庭や事業所の接続により初めて効果を発揮します。接続には自己負担が必要ですが、供用開始区域の皆様には、できるだけ早い接続をお願いいたします。

○補助金制度

下水道が整備され、使用開始日（供用開始日）より3年以内に接続工事を行われた方には、以下の項目に該当する場合において、排水設備事業費補助金が交付されます。

- (1) 生活世帯であること。(工場、アパート、事務所等は補助対象外)
- (2) 鏡野町が指定する排水設備指定工事店で、工事の申請並びに、工事を実施された方。

○受益者負担金（分担金）の額

下水道が整備された区域では、土地のもつ利用価値が上昇するなど特定の方に受益があります。そこで、所有者の方に建設費の一部を『受益者負担金（分担金）』として一度限り負担していただくものです。

○排水設備工事の申請について

依頼者は、排水設備指定工事店に直接、見積り及び工事の申込みを行っていただきます。工事の申請は、指定工事店が皆様にかわって手続きします。

○下水道の使用料（月額）

生活世帯 (一般家庭)	基本料金	世帯員数割(1人当たり)	休止料金(1回)
	1,575円	525円	840円
事業所 (工場など)	水道量(10m ³ まで)	超過料金(1m ³ 当たり)	休止料金(1回)
	1,575円	168円	840円

※支払いについては、隔月支払い(2ヶ月分をまとめて支払い)になります。

※世帯員数について、増員の場合は、毎年5月に役場で調査し増員としますので、**届けの必要はありません**。減員の場合は、届けの翌月から減員としますので**届けをお願いします**。(世帯員の方が亡くなった場合は、役場で把握できますので**届けの必要はありません**。)

○水洗化により得られる効果

水洗化により、河川や水路の水環境がよくなります。また、水洗便所が使えるようになり、生活環境の向上につながります。

平成23年3月31日に使用開始となった鏡野地域(公共下水道処理区の円宗寺地区の一部)では、平成26年3月30日で、排水設備事業費補助金の交付期限が終了します。
また、受益者負担金(分担金)の額も増額となりますので、早めの接続をお願いします。

※下水道使用開始区域以外の地区では、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

下水道についてのお問い合わせは 鏡野町上下水道課 0868-54-0001